

## 東海市告示第111号

東海市高齢者用肺炎球菌予防接種実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

### 東海市高齢者用肺炎球菌予防接種実施要綱の一部を改正する要綱

東海市高齢者用肺炎球菌予防接種実施要綱（平成21年東海市告示第121号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の予防接種（）」を「23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンの接種に限る。」を加える。

第2条第2項に次の1号を加える。

(3) 66歳以上の者

第5条第2項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同条第3項中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯（単給世帯を含む。）に属する者」を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の規定による実費の額の免除を受けようとする者は、市長に生活保護受給証明書（肺炎球菌予防接種時において受給を証明するものに限る。）を提出しなければならない。

第6条中「医療機関等」の次に「(以下「指定医療機関等」という。）」を加える。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、その事故が指定医療機関等の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。